

岡山空港第2・第3・第4駐車場管理規程

(趣旨)

第1条 岡山空港第2駐車場、同第3駐車場及び同第4駐車場（以下、総称して「駐車場」という。）の管理、利用に関する事項は、この規程による。

2 この規程は、駐車場内に掲示して駐車場利用者（同乗者も含む。以下、「利用者」という。）の用に供する。

(管理者)

第2条 駐車場の管理は次の者が行う。

(1)管理者名称 岡山県岡山空港管理事務所 所長

(2)所 在 地 岡山市北区日応寺1277番地

(規程の遵守)

第3条 利用者はこの規程を遵守しなければならない

(駐車料金)

第4条 駐車料金は無料とする。

(供用時間及び長期駐車の届出)

第5条 駐車場の供用時間は24時間とする。ただし、車両の入場は、午前6時00分から午後10時00分までとする。

2 利用者は、連続して14日以上駐車する場合には、管理者へ書面をもって届け出なければならない。

(供用休止)

第6条 次の各号に該当する場合には、駐車場の全部または一部の供用を休止することがある。

(1)自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。

(2)保安上供用の継続が適当でないとみとめられたとき。

(3)工事、清掃、消毒その他管理上必要な措置をとるとき。

(4)その他管理者がやむを得ないと認めるとき。

(駐車車両の種類)

第7条 駐車できる車両は、道路交通法第2条第1項第9号の自動車とする。ただし、大型特殊自動車、大型自動二輪車（側車付きも含む。）、普通自動二輪車（側車付きも含む。）及び小型特殊自動車を除く。

(駐車を禁止する車両)

第8条 次の各号に該当する車両は、駐車を禁止する。

(1)無登録車及び一般道路を走行することができない車両

(2)自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両

(3)自動車検査証の内容変更があるにも関わらず、変更登録手続きが済んでいない車両

(4)仮登録中である車両等、車体の特定が困難な車両

(5)駐車場内の設備及び他の車両を破損するおそれのある車両（積載物を含む。）

(6)危険物、有害汚染物質その他安全もしくは衛生を害するおそれがある物又は悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両

(入場及び駐車位置)

第9条 利用者は入場後、駐車枠内又は管理者が指示した場所へ駐車しなければならない。

2 管理者は、警備又は安全管理上必要な場合は、駐車位置の変更をすることがある。

(車両の通行)

第10条 利用者は、駐車場内での車両通行について、道路交通関係法令等及び次の各号を遵守しなければならない。

(1)場内は、時速8キロメートル以下で徐行し、歩行者等の安全を確保すること。

- (2)追い越しをしないこと。
- (3)出庫する車両の通行を優先すること。
- (4)警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5)標識の表示又は係員の指示に従うこと。

(交通事故等の届出)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる場合には、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1)駐車場内で交通事故を引き起こした場合
- (2)駐車場の施設若しくは器物又は他の車両、その積載物若しくは、その取付物を減失、き損又は汚損したとき。
- (3)駐車場内の車両、その車両の積載物若しくは取付物に異常を発見したとき。

(遵守事項)

第12条 利用者及びその関係者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)車両内に貴重品を残置せず、身の回りに所持すること。
- (2)駐車中はエンジンを必ず停止し、車両から離れる場合は窓を閉め扉及びトランクを施錠すること。
- (3)指定された駐車スペースに駐車し、それ以外の場所に駐車しないこと。
- (4)駐車中の車内に乳幼児を独居させないこと。
- (5)駐車中の車両に動物を放置しないこと。
- (6)駐車場内で喫煙及び火気を使用しないこと。
- (7)大音響でのカーステレオ、乱暴なドアの開閉、夜間・早朝の大きな話し声等、近隣の迷惑になる行為等をしないこと。
- (8)駐車場内において宿泊しないこと。
- (9)駐車場を清潔に使用し、ビン、缶及び紙屑、ボロ切れ、吸殻、雑誌、粗大ゴミ等を捨てないこと。
- (10)駐車場内では、営業・宣伝・募金・署名活動等をしないこと。
- (11)その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為を行なわないこと。

(管理者の損害賠償)

第13条 管理者は、駐車中の車両の保管にあたり、その車両の減失又は損傷については損害賠償の責を負わない。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第14条 管理者は、駐車場に駐車する車両内に残置された貴重品その他積載物又は取付物に関する損害については一切補償しない。

(供用休止等に関する損害)

第15条 管理者は、第6条の規定による供用休止によって生じた損害について一切補償しない。

(利用者の損害賠償)

第16条 利用者及びその関係者は、故意又は過失により駐車場の諸設備又は他の駐車中の車両等に損害を与えたときは、遅滞なくその損害を管理者又は他の被害者に賠償しなければならない。

(放置車両の処分)

第17条 管理者は、第13条による届出が行われない車両又は届出があつてもその期間を経過するも引き取りがない車両及び駐車区画外への駐車車両については、「岡山県快適な環境の確保に関する条例」(平成13年12月21日岡山県条例第74号)に基づいて処分する。

附則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。